

根室家畜衛生だより

根室家畜伝染病自衛防疫推進協議会 北海道根室家畜保健衛生所 令和7年5月発行

高病原性鳥インフルエンザについて

今シーズンは、令和6年10月17日に北海道（肉用鶏農場）で高病原性鳥インフルエンザが確認されて以来、令和7年4月24日時点で14道県51事例発生し、約935万羽が殺処分の対象となっています（北海道は2事例発生）。**野鳥では、**令和7年4月25日時点で19道県196事例（北海道は98事例、うち**根室管内で38事例**）と発生が続いており、**本病ウイルスの環境中濃度が非常に高い事が想定されます。**

また、米国において乳牛の本病ウイルスへの感染が確認されております。本事象は稀ではありますが、根室管内で多数の海鳥等の本病ウイルス感染が確認されていることから、野鳥から牛に感染するおそれを完全には否定できないため、牛への感染を防止する基本的な飼養衛生管理の遵守徹底をお願いします。なお、牛への感染が疑われる事例があった場合には、獣医師や家畜保健衛生所へご相談ください。

【対策の基本は、飼養衛生管理の遵守徹底!!】

- ①農場や畜舎の消毒は毎日行う。
- ②家きん舎へ入る際は消毒をし、長靴を交換する。
（交換前後の長靴が交差しないように注意）。
- ③長靴は汚れを落としてから消毒する。
- ④防鳥ネットの設置、畜舎の補修等の隙間対策を行い、野生動物の侵入を防ぐ。



当所 HP にも
リーフレットを
掲載中

豚熱・アフリカ豚熱について

豚熱は令和6年度、国内で6県7事例の発生があり、令和7年度はすでに1県1事例の発生があります。（令和7年4月24日現在）。本病については、現在、北海道を除く全都府県でワクチン接種による防疫対策が実施されています。また、令和7年4月に宮崎県で初めて野生イノシシの豚熱感染が確認され、40都府県が感染確認地域となりました。

野生イノシシのいない北海道であっても、人・物・車両を介して本病が侵入する可能性があります。いつ発生してもおかしくない状況と言えます。

これらの状況から、引き続き本病の発生予防対策の徹底を継続する必要があります。飼養衛生管理基準の遵守継続と飼養豚の十分な観察をお願いします。

※ 豚熱ワクチン接種地域から豚や精液等の導入は制限されています。豚等を導入する場合は、必ず事前に導入元をご確認ください。

アフリカ豚熱については、2018年に中国で発生が確認されて以降、日本及び台湾を除くアジア全域に拡大しています。韓国においては、昨年、我が国との定期航路のある釜山フェリー埠頭の裏山において野生いのししの感染が連続して確認されており、日本国内への本病ウイルスの侵入リスクが高まっているところです。

これらの状況を踏まえ、海外からの許可を得ていない肉製品を持ち込まない、野外に肉製品を捨てない、帰国後 1 週間は動物に近づかない等、改めて本病の侵入防止対策を徹底しましょう。

異状を発見したら直ちに通報しましょう
(発熱、食欲不振、元気消失、うずくまり、便秘、下痢、呼吸障害等)



死亡頭数の増加



耳翼や腹部等の紫斑



体調が悪い豚の重なり

令和 7 年度家畜伝染病予防法第 5 条に基づく検査計画

疾病名	対象家畜	対象市町村（地域）	戸数	頭数	実施予定時期
ヨーネ病	乳用牛※ 1	別海町(西春別)	114	11,812	4～12 月
		中標津町 (開陽・武佐・俣落)	81	7,584	4～9 月
	肉用牛※ 1	別海町(西春別)	14	205	4～12 月
		中標津町 (開陽・武佐・俣落)	5	74	4～9 月
BSE (牛の伝達性 海綿状脳症)	全月齢 ①特定症状を 呈する牛 ②起立不能等を 呈する牛 ③BSE 関連症状を 呈する牛	根室管内	年間 800 頭		通年
高病原性及び 低病原性鳥インフル エンザ	家きん	根室市	1	40	6～9 月
腐蛆病	蜜蜂	別海町	3	200	8 月
ブルセラ症 及び結核 (ブルセラ症 及び結核の清 浄性維持サー ベイランス)	・輸入牛※ 2 ・種畜検査対象牛 (サーベイランス 未受検牛のみ) ・流産した母牛	根室管内			通年

※ 1 ヨーネ病検査は搾乳及び繁殖に供する 24 か月齢以上の雌牛。

※ 2 結核は輸入牛のみ対象

まもなく夏到来！暑熱対策をしましょう！！

根室管内も、昨今暑い日が増えてきました。家畜は気温が上がると、想像以上のストレスを受けています。適温（牛は4～24℃）を超えると、採食量や免疫力が低下します。その結果、乳量の減少や受胎率の低下などの被害が報告されています。

本格的に気温が上がり暑くなる前に、対策のポイントをおさえ、暑熱ストレスによる被害を軽減させましょう！！

<畜舎環境>

- ① 畜舎内は風の流れを作る
トンネルやリレー式換気等
- ② 送風機の風は牛に直接
当てる（頸～肩が効果的）
- ③ すだれ・遮光ネットの利用
- ④ 屋根への散水・石灰塗布
- ⑤ 放牧地・パドックに
日陰や水源を確保
- ⑥ 早朝・夜間放牧の実施

【飼養管理】

- ① 飼料を少量多回で給与
- ② 飼槽の清掃・エサ寄せをこまめ
に行う
- ③ 十分な水・重曹・ミネラル
（マグネシウムなど）を補給



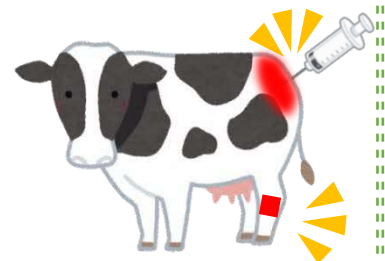
生乳・畜肉への残留事故防止について

令和6年度、根室管内の抗菌性物質の残留事故が、生乳で10件発生しました。

畜産物の安全・安心を守るためにも、改めて日頃の作業を見直し、残留事故防止を徹底しましょう。

【抗菌性物質の残留防止のために】

- ★ 投薬は獣医師の指示に従う
注）使用基準から逸脱した残余薬の使用は法律違反です
- ★ 投薬前に治療対象牛の確認
- ★ マーキングは、**投薬前または直後**にはっきり**2か所以上**
- ★ **治療牛の隔離**
- ★ 投薬について記録し、作業員全員で**情報共有**
- ★ 自主検査キットの**適切使用**



【畜肉への注射針の残留防止のために】

- ★ 家畜をしっかりと保定し、曲がった針は使わない
- ★ 注射針が残留した・または疑われる場合は、出荷先に申告



サルモネラ症について

令和6年次、根室管内でのサルモネラ症は発症事例で17件、保菌事例で22件発生しました。**令和7年次は発症事例が4件、保菌事例が2件発生しています**（令和7年5月2日現在）。

サルモネラ症は通年発生が認められる疾病ですが、これから気温や湿度が上がると、サルモネラ菌が増殖しやすい時期になります。対策を徹底しサルモネラ症の発生を防止しましょう。

【農場・牛舎へのサルモネラ侵入防止】

- ① 車両の消毒（農場の入り口に消石灰を散布）
- ② 踏込消毒槽の設置
- ③ 導入牛は一定期間隔離して健康観察
- ④ **野生動物や野鳥の侵入防止（防鳥ネット等）**

【農場内での感染防止】

- ① **餌槽・水槽・ハッチなどの洗浄、消毒の徹底**
- ② 長靴の洗浄・消毒または牛舎ごとに長靴交換

速やかに牛を隔離して、
獣医師に連絡

発熱、下痢、軟便、乳量
激減、呼吸器症状など



移動等に伴う健康家畜の検査について

サルモネラ症

ヨーネ病

馬パラチフス

牛ウイルス性下痢

牛伝染性リンパ腫



【検査依頼時の注意事項】

- 結果判明までに時間がかかります。特に血液検査は2週間以上の余裕を持って、検体を搬入してください。
- 検査の依頼者（依頼者名・住所・連絡先・結果送付先等）及び検査個体（個体識別番号・名号・品種・性別・生年月日等）について、正確な情報を記載してください。

※ 馬は血統登録書の写しを添付してください。
無登録の場合は、毛色や特徴をお知らせ下さい。

お忘れ
なく！



死亡牛の伝達性海綿状脳症（BSE）検査について

対象牛

令和6年4月、国際基準の見直しに伴って国内の死亡牛のBSE検査の対象牛が変更され、「規定月齢以上の全ての牛」又は「一定の基準の症状・疾患の牛」が対象だったところ、月齢に関わらず「一定の基準の症状・疾患の牛」のみが対象とされました。



検査対象確認フローチャート等（根室家畜保健衛生所HP）
<https://www.nemuro.pref.hokkaido.lg.jp/ds/khe/181433.html>

実績

根室、釧路、日高、一部胆振管内の死亡牛を検査し、全頭陰性を確認しています。

検査実施状況（結果判定日を基準に集計）

	全国	全道	根室家保
令和5年度	17,879	8,268	3,364
令和6年度	公表前	2,473	842
上半期	1,755	1,217	415
下半期	公表前	1,256	427

おねがいします

当検査の円滑・確実な実施にあたりまして、関係の皆様におかれましては、死亡牛の早期搬出・関係書面の正確な記入等、引き続き御協力をいただきますよう改めてお願い申し上げます。

死亡獣畜処理指示書を発行する獣医師の皆様

- BSE検査の要否の欄の記入（☒／☐）を忘れずお願いします。
- また、BSE検査要の場合、農場の方にその旨お声がけをお願いします。

牛を飼養する農場の皆様

- BSE検査対象牛の輸送を依頼する場合、「BSE検査対象牛であること」を、事前に輸送業者にお伝えください。



新採用・転入職員の挨拶

●所長 小岸 憲正（こぎし けんせい）

4月1日付けで赴任して参りました小岸と申します。根室家畜保健衛生所は初任地として平成5年度から平成9年度まで勤務していました。学校出たての右も左もわからなかった当時、関係機関の皆様にご迷惑をかけながら、がむしゃらに家保業務をおこなっていた思い出があります。今回、27年ぶりに戻ってきましたが、酪農畜産の情勢は大きく変化したと感じています。今までの経験をもとに根室管内の家畜衛生に寄与したいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

●予防課長 原田 健弘（はらだ たけひろ）

上川家畜保健衛生所から異動してきました予防課長の原田健弘と申します。日高、十勝、上川を経験し、根室は初めての土地です。わからないことだらけですが、家畜衛生に貢献できるように頑張りますので、今後ともよろしくお願いいたします。

●指導専門員 梅澤 香代子（うめざわ かよこ）

4月1日から新採用となりました、梅澤です。以前も根室家保に勤務しておりましたが、10年ぶりにまた勤務することとなりました。ブランクが長く、今はわからないことばかりですが、一步一步、確実に前進していきたいと思っております。

地域の皆様に信頼される職員になれるよう、そして、家畜衛生の推進に貢献できるよう、精進して参りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

●専門員 下田 洋子（しもだ ようこ）

昨年の11月に根室家畜保健衛生所に配属されました下田と申します。大分県より北海道へ来ました。ブランクが長くわからないことだらけですが、少しずつ北海道の家畜衛生のため貢献できるように頑張りますので、よろしくお願いいたします。

●専門主任 片山 隆（かたやま たかし）

4月1日より新行政職員として勤務させていただいております片山と申します。新人ではありますが今年49歳です！！

前職でも釧根地域での勤務経験があり13年ぶりにこちらの地でお世話になります。

業務には不慣れで毎日勉強ではありますが地域の皆様と根室管内の家畜衛生の向上に貢献できるように頑張りますので、何卒よろしくお願い致します。

異動者のお知らせ

【異動】

- 所長 黒澤 篤 → 日高家畜保健衛生所 所長
- 予防課長 増子 朋美 → 上川家畜保健衛生所 病性鑑定課長
- 獣医師 小方 直人 → 釧路家畜保健衛生所 獣医師



北海道根室家畜保健衛生所

〒086-0214

野付郡別海町別海緑町69番地

TEL：0153-75-2439

FAX：0153-75-2737

北海道根室家畜保健衛生所 BSE 検査室

〒086-1135

標津郡中標津町旭ヶ丘9番地4

TEL：0153-72-6131

FAX：0153-79-2145

緊急専用（土日祝日対応）：0153-24-0254
（口蹄疫、豚熱、高病原性鳥インフルエンザなどを疑う場合のみ）